

## 令和元年度決算に基づいた財政健全化判断比率

### 及び資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会へ報告するとともに、公表することが義務づけられています。

これらの算定結果が早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準以上となった場合、地方公共団体は、財政健全化計画及び財政再生計画、経営健全化計画の策定が義務付けられ、財政の健全化、経営の健全化を図ることとなります。

令和元年度決算に基づき算定した八峰町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおりいずれも国の定める基準を下回っています。今後も、将来を見据えた持続可能な財政運営に努めてまいります。

#### 【令和元年度 健全化判断比率】

区分	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15. 00	20. 00
連結実質赤字比率	—	20. 00	30. 00
実質公債費比率	10. 1	25. 00	35. 00
将来負担比率	—	350. 0	

#### 【令和元年度 資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
八峰町営簡易水道事業特別会計	—	
八峰町公共下水道事業特別会計	—	
八峰町農業集落排水事業特別会計	—	
八峰町漁業集落排水事業特別会計	—	
八峰町合併処理浄化槽事業特別会計	—	いずれの会計も 20. 00

※資金不足がないため、「— (該当なし)」で表示しています。

(用語の説明)

健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標
実質赤字比率	標準財政規模（※）に占める一般会計等の赤字額の割合 (黒字の場合は該当なしとなります) ※標準財政規模・・・地方税や普通交付税など、経常的に収入されるであろう一般財源の額
連結実質赤字比率	標準財政規模に占める全会計（一般会計のほか、国民健康保険事業などの公営事業会計や水道事業などの公営企業会計）の赤字額の割合 (黒字の場合は該当なしとなります)
実質公債費比率	標準財政規模に占める町が負担する起債の償還金等（一般会計や公営企業会計の元利償還金、一部事務組合に対する地方債の償還負担金を含む）の割合 (この比率が18%を超えると地方債を発行する際に許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます)
将来負担比率	標準財政規模に占める町が将来負担しなければならない負債（企業会計や一部事務組合を含めた地方債の残高、退職手当負担見込額、債務負担額など）の割合 町の借金等が収入の何年分になるかを示します
資金不足比率	公営企業の資金不足額の事業規模に対する割合 (資金不足がない場合は該当なしとなります)
早期健全化基準	4つの比率のうち1つでもこの基準以上になると、財政健全化計画を定めて自主的に健全化に取り組むこととなります
財政再生基準	4つの比率のうち1つでもこの基準以上になると、財政再生計画を定めて国の関与のもとで財政の再生に取り組むこととなります。
経営健全化基準	この基準値を超えた公営企業会計は、経営健全化計画を定めて健全化に取り組むこととなります